

新城市公共施設個別施設計画(第2期)策定等支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

新城市公共施設個別施設計画(第2期)策定等支援業務委託

(2) 目的

急速に進む老朽インフラ対策として、国において平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」が策定され、これにより、本市では平成28年度に「新城市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定し、その実行計画として令和2年度に「新城市公共施設個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)を策定することで、公共施設の適切な配置が実現できるように取り組んできた。

また、総合管理計画では、計画期間を平成29年度から令和28年度までの30年間と設定し、総延床面積の30%程度縮減を数値目標として掲げ計画を進めてきた。

総合管理計画(前期)及び個別施設計画(第1期)が令和8年度末に計画期間の終了を迎えることを踏まえ、令和9年度以降10年間における本市の公共施設適正配置の実行性をさらに高め、財政健全化を推進することを目的に、本市の特性を十分に踏まえたうえで、統廃合や縮減する施設の選定及びその方法を市内のみならず、市民との協働により具体的に検討することで、総合管理計画(中期)の改訂及び個別施設計画(第2期)の策定を行うため、技術的な知見や幅広い経験を持ったコンサルタントに業務を依頼すべく、適切な候補者を選定するものである。

(3) 内容

ア 総合管理計画(中期)改訂作業支援

総合管理計画の策定(平成29年3月)以後に策定した対象施設に関わる各種計画等の内容の追記、本市所有の対象施設の基礎データについて再整理を行ったうえで、計画の改訂作業を行うこと。

本市の現況と課題の見直し・整理

総合管理計画策定以降の取り組み状況や、各種統計資料、施設数の増減などを整理し、時点修正を行う。なお、過去に実施した対策の取り組み状況、施設保有量等の推移等を追記する。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方の見直し・整理

現況と課題の見直し等を踏まえ、将来的な公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の見直しを行う。

施設・用途別方針の見直し・整理

総務省より通知されている指針や各種既存計画に記載している方針、取り組み状況を踏まえ、総合管理計画に記載している施設類型ごとの基本方針や、各施設の管理に関する方針の整理を行う。また、施設総量の縮減と機能再編に関する具体的な手法

について記載する。

イ 個別施設計画（第２期）策定作業支援

個別施設計画（第１期）の策定（令和３年３月）以後に策定した対象施設に関わる各種計画等の内容の追記、対象施設の基礎データについて再整理及び評価を行ったうえで、施設の再配置計画（素案）を作成し、庁内及び市民との合意形成に基づいた計画の策定作業を行うこと。

計画策定作業において（３）ウにおける市民参加の結果を適宜反映させること。

施設の現況と課題の整理

総合管理計画や本業務に必要な上位計画・統計情報、対象施設の基礎データ等を収集し、施設に関わる現況及び課題の整理を行う。

施設評価の実施

施設の課題やコスト、利用状況等を踏まえた施設評価を実施するものとする。

再配置計画の作成

新城市における公共施設適正配置について、以下の項目に整理・検討を行うものとする。

- ・基本的な考え
- ・機能、サービスの抽出
- ・個別施設の方向性検討
- ・ロードマップの作成

計画の推進方策の検討

計画の実効性を確保するよう市が行う計画の進捗管理、取組体制及び施設の方向性の確認・見直しについて、整理・検討する。

ウ 計画策定に向けた市民参加の取組み支援

総合管理計画（中期）改訂及び個別施設計画（第２期）策定に際し、情報共有と市民参加の機会を適時に市民に提供するため、目的に応じた具体的な市民参加の手法を採用する。なお、その際「新城市市民参加手続きガイドライン」を参照する。

提案する市民参加手法には、ワークショップ支援業務を含めること。ワークショップでは、第２期個別施設計画（令和９年度から令和１８年度まで）における施設の再配置計画及び第３期個別施設計画以降における施設の方向性について検討を行う。

ワークショップの実施・運営支援

ワークショップに関する参加者の募集等の広報活動、会場設定などは本市が行う。受注者は市民が主体的に取り組むためのより効果的な手法について提案するとともに、資料作成を行う。ワークショップは専門的知識を有するアドバイザーを配置し、ワークショップ全体の調整・進行を行う。アドバイザーは公共施設マネジメントに関する業務の経験を有する者とする。

参加者によって合意形成がなされた再配置案については、令和９年度から令和１８年度までを計画期間として、優先順位に基づく実施時期や対策費用についてロード

マップを示す。

- ・対象施設

別紙「対象施設一覧参照」の個別施設計画対象施設

(施設分類「庁舎等」「消防防災施設」「環境衛生施設」を除く)

- ・開催時期、回数

令和7年度4月から10月の期間に開催すること。

地域区分や回数については提案による。

- ・参加者

参加者の募集方法、人数は提案によるものとするが、参加者の性別、年齢に偏りが出ないように選出を行うこと。

市民への広報支援、啓発活動支援

ワークショップの討議内容について、開催の都度報告書を作成し、開催後2週間を目途に本市ホームページで公開する。討議内容について市民から広く意見聴取を行うための支援を行う。また、概要版をまとめ、市広報誌に掲載する原稿を作成のうえ広報活動の支援を行う。

提言集作成

提言集は参加者から出された意見の概要を掲載したもの、参加者で合意形成のなされた再配置案をとりまとめる。

再配置案は対策時期や費用について、財政的な制約も検証しつつ優先順位に基づくロードマップを示す。

その他

参加者の主体性を引き出すことを念頭に置き、安易な結果を求めるような内容としないこと。

エ 運営支援

公共施設マネジメントの取組、課題の整理、望ましい公共施設の配置案等について、協議・検討を行う「(仮称)公共施設再配置検討委員会」「庁内検討会議」、「地域協議会への諮問」、「パブリックコメント」等に必要となる資料の作成などの運営支援を行う。

(仮称)公共施設再配置検討委員会(10回予定)

総合管理計画の改訂及び個別施設計画の策定に関し、必要な事項を検討するための委員会

庁内検討会議

対象施設の所管課と施設の方向性について検討・調整を図るための会議

地域協議会への諮問(10地区各1回開催予定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の7第2項に基づき、地域自治区の区域内のことに係る市の重要な施策や計画の策定等についての意見を聴くこととする。

パブリックコメントの実施

行政の説明責任を果たし、公正性・透明性を向上させる機会を保障する。令和8年度の11月から1月までを目処に実施することとする。

オ 情報発信支援

本市で実施する本業務に係る市民向けの情報発信について、情報がより市民に浸透し共有化できるように、資料作成等の支援を行うこととする。

カ 年度ごとの成果目標及び要求水準

令和6年度

成果目標：施設詳細評価の作成

要求水準：公共施設配置の検討において、市民参加実施時に検討資料として利用できる施設評価であること。

令和7年度

成果目標：公共施設再配置計画（案）の策定

要求水準：公共施設の再配置について、受注者が提案する市民参加手法を実施し、市民（地域住民）との合意形成に基づいた再配置計画であること。

令和8年度

成果目標：総合管理計画（中期）改訂及び個別施設計画（第2期）策定

要求水準：地域協議会及び庁内検討会議での検討をおこない、パブリックコメントを実施した計画であること。

カ 作成資料・電子データの提出

本業務で作成した資料及びその電子データを提出する。

本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。仕様に記載されていない事項は、発注者と受注者で協議し決定する。なお、本委託の性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備するものとする。

（4）期間

契約確定日の翌日から令和9年3月19日まで

2 事業費（予算額）

令和6年度 金 4,334,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 金 9,977,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 金 3,927,000円（消費税及び地方消費税を含む）

総事業費 金 18,238,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記記載の金額は、提案の規模を示す予定価格とし、その範囲内で可能な提案を求めるものである。

3 実施形式

参加資格を有する業者の入札資格を妨げない公平性の確保及び広く業務に対する提案を募集して選定する客観性の確保の観点から「公募型」とする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に事業所（本社、本店、支店又は活動拠点）を有していること。
- (2) 新城市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 入札参加資格の登録希望業種のうち、工事・コンサルにおける「建設コンサル（都市計画及び地方計画）」に登録されており、かつ物品等における「調査委託（調査委託）」又は「調査委託（総合研究所）」に登録されていること。
- (4) 公告の日から見積執行の日までの期間において、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年10月1日）に基づく指名停止の措置及び新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年3月31日新城市長・愛知県新城警察署長）に基づく排除の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (8) 過去5年（平成31年度以降）において、本業務と同種又は類似の業務を受注した実績があること。同種の業務とは、国又は地方公共団体等が発注した業務で、次のいずれかに該当する計画等の策定業務とする。
 - ・ 公共施設等総合管理計画、個別施設計画、公共施設マネジメント計画、公共施設白書、施設再配置計画、公共施設等総合管理計画等のマネジメント計画類似の業務とは、国又は地方公共団体等が発注した業務で、次のいずれかに該当する計画等の策定業務とする。
 - ・ 都市計画マスタープラン、立地適正化計画なお、業務継続中の契約も実績として取り扱う。
- (9) 配置予定の技術者として、管理技術者については、技術士（都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有していること。

5 募集内容

(1) 募集方法

新城市公式ホームページの活用及び記者クラブ等への投げ込みなどにより、広く募集する。

(2) 申込方法

参加申込書に必要書類を添付し、実施要領で定める提出日時までに提出するものとする。

6 担当部署・事務局

新城市役所総務部資産管理課

所在地 〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話 0536-23-7614 (ダイヤルイン)

ファックス 0536-23-2002

電子メール shisan@city.shinshiro.lg.jp

7 候補者決定方法

【参考：決定までの流れ】（公募型プロポーザル）

公告

参加表明書の提出

参加資格審査

参加資格要件を満たしていない場合 **失格**

企画提案書の提出

企画提案要件を満たしていない場合 **失格**

書類審査
(上位3者以内を選定)

提案評価
(2次審査)

プレゼン・ヒアリング

評価

最優秀提案者の決定

上記内容は、候補者決定までの主なフローであり、詳細日程は「8実施日程」及び各関係要領等を参照すること。

8 実施日程

全体スケジュール（全体スケジュールは、変更することがあります。）

令和6年6月5日（水）	公告、実施要領配布
令和6年6月19日（水）	質問書提出期限（受付締切）
令和6年6月26日（水）	質問に対する回答期限
令和6年7月3日（水）	参加表明書提出期限（受付締切）
令和6年7月8日（月）	参加資格通知
令和6年7月17日（水）	企画提案書提出期限
令和6年7月23、24日	1次審査（書類審査）及び結果の通知
令和6年8月7日（水）	2次審査（提案評価）の実施、審査等
令和6年8月下旬	特定・非特定通知
令和6年8月30日（金）	契約締結

9 質問回答

（1）提出方法

本プロポーザル実施に関する質問がある場合、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、事務局の電子メールアドレスに添付ファイルとして提出（送信）すること。

なお、質問提出後、事務局へ電話でメール着信の確認をすること。

（2）提出期限

令和6年6月5日（水）から令和6年6月19日（水）17時15分まで（必着）

（3）質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和6年6月26日（水）までに新城市公式ホームページ上に掲載することとし、個別の回答は行わない。

新城市公式ホームページ（資産管理課）URL：

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/soshiki/100/100400/index.html>

（4）その他（留意事項）

ア 電子メールの件名（タイトル）は「【プロポーザル質問 社名（事業者名）】」とすること。

イ 添付ファイルは、必ずウイルスチェック（ウイルススキャン）を実施し、コンピュータウイルスに感染していないことを確認した上で送信すること。

ウ 質問内容を確認するため、事務局から問い合わせをする場合がある。

エ 持参、口頭又はファックスによる質問は受け付けない。

オ 質問に対する回答は、本実施要領を補完するものとする。

10 参加資格審査

(1) 申込方法

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類に必要な事項を記載の上、事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式2	1部
公募型プロポーザル応募資格要件について	様式3	
事業者概要	様式4	
同種又は類似業務の実績	様式5	
暴力団排除に係る調査承諾書	様式6	
国税及び地方税に係る納税証明書	提出前3ヵ月以内 写し可	

(2) 申込期限

令和6年7月3日（水） 17時15分まで（必着）
（郵送の場合は、期限内必着とする。）

(3) 参加資格通知

参加希望者について、参加表明書等の書類により参加資格要件を満たしているか確認し、その結果を令和6年7月8日（月）までに電子メールにて参加希望者へ通知することとする。

なお、結果通知で参加資格を有することを認めた者（以下「提案者」という。）は、「11提案書等作成方法及び辞退届の提出」に基づき、必要書類を作成し、提出すること。

また、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 提案書等作成方法及び辞退届の提出

(1) 提出方法

提案書等は、別紙「新城市公共施設個別施設計画(第2期)策定等支援業務委託プロポーザル提案書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

(2) 提出期限

令和6年7月17日（水）17時15分まで（必着）

(3) その他

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を「6担当部署・事務局」に提出すること。

12 評価方法

(1) 評価委員会

「新城市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、新城市公共施設個別施設計画(第2期)策定等支援業務委託プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)の設置をするものとする。

(2) 委員構成

委員会の評価委員(以下「委員」という。)氏名については、公正性を確保するため候補者の特定後に公表するものとする。

(3) 評価方法

評価は、委員が別紙「新城市公共施設個別施設計画(第2期)策定等支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき評価する。

(4) 企画提案要件

企画提案書とともに提出された参考見積金額が実施要領「2 事業費(予算額)」に示す金額を超えている場合、失格とする。

(5) 書類審査(1次審査)

企画提案書等の提出書類による書類審査とし、評価基準に基づいて評価し、評価点の上位3者以内を選定する。なお、1次審査の評価点が高点の場合、3)企画提案書の評価点が高い者から順位を付ける。

提案者が3者以内の場合についても書類審査を開催する。

委員会による書類審査となるため、提案者の出席は不要とする。

(6) 提案評価(2次審査)

ア プレゼンテーション・ヒアリングの実施

実施日は令和6年8月7日(水)とする。

プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて20分以内で説明するものとし、ヒアリング(質疑応答)は20分以内とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリングで使用する資料は、提出書類(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

2次審査に関する実施日、実施場所、実施時間、その他詳細については、提案者に通知する。

イ 使用機器等

パワーポイント等を用いる場合は、プロジェクター、スクリーン及びケーブル(D-Sub15ピン(ミニ)及びHDMI)は事務局で用意するが、その他の機器は提案者で用意すること。

ウ その他(留意事項)

(ア) プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は、3名以内とすること。なお、配置予定技術者一覧(様式9)に記載の管理技術者又は担当技術者が参加することが望ましい。

(イ) プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とし提案者を特定することができる内容

の記述又は発言をしないこと。

(ウ) プレゼンテーション・ヒアリングの実施順序は、提案書の受付順とする。

(7) 評価点

審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が 60 点以上かつ最上位の提案者を最優秀提案者(以下「契約候補者」という。)とする。

13 評価結果(特定・非特定通知)

評価結果は、市から全ての提案者に対して電子メールと書面にて通知する。

14 見積提出

契約候補者より、当該業務に係る見積書の提出を求めるものとする。

(1) 提出方法

1部 見積書内訳を提出すること。

(2) 提出様式

見積書様式は、市で定める様式を使用すること。なお、見積内訳様式については、任意様式とする。

(3) 提出場所

「6 担当部署・事務局」と同じ。

(4) 提出日時

詳細日時については、契約候補者へ通知する。

(5) 提出方法

詳細方法については、契約候補者へ通知する。

15 契約締結

採択された契約候補者と提出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

ただし、契約候補者と協議が整わなかった場合、次点の者と協議するものとする。

16 提出書類の取り扱い

(1) 返却

提出書類等については、一切返却しないものとする。

(2) 保管及び廃棄

提出書類等については、新城市公文書管理規程(平成17年新城市訓令第7号)の規定に基づき保存及び廃棄するものとする。

(3) 著作権

ア 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、新城市は本プロポーザルの実施において必要の範囲で複製することができるものとする。

イ 新城市が提案書を他に利用しようとする場合は、あらかじめ提案者の承諾を得た上で、無償で使用及び複製できるものとする。

17 情報公開

本プロポーザルに関する要領、評価基準及び企画提案者並びに特定者については、本業務の契約締結日以降において新城市公式ホームページで公開するものとする。

なお、参加表明書類及び提案書に関しては公表しないものとする。ただし、新城市情報公開条例（平成 17 年新城市条例第 25 号）の規定に基づき、本プロポーザルに関する公文書の開示請求があった場合は、提出書類を開示する場合がある。なお、非公開としたい情報がある場合は、非公開としたい情報届出書（様式 10）により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、新城市情報公開条例第 7 条に規定する非開示情報に該当しない場合には、開示とする。

18 その他

(1) 必要経費負担

本プロポーザルの実施における書類等の作成及び提出並びにプレゼン等に係る一切の経費は、参加希望者の負担とする。

(2) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書類、提案書に虚偽の内容が記載されているとき。

ウ 委員、その他関係者に対し不当な活動を行った事実が認められるとき。

エ 提出書類が本実施要領に定める以外の方法により作成又は提出したとき。

オ 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの提案にあたり著しく信義に反する行為等により委員会が失格であると認めたとき。

カ 参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示す、各年度及び総事業費の金額を超えているとき。

キ 審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が60点に満たないとき。

(3) 言語等

本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間及び単位は、日本の標準時間及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(4) 異議申し立て等

本プロポーザルの審査に関する問い合わせ及び評価結果の異議申し立てについては受け付

けない。

(5) 営業行為の制限

本プロポーザルの告示の日から契約締結までの期間中、新城市に対し本業務に関する営業行為を禁止とする。

(6) 提案書の閲覧

提案者は、本プロポーザルで使用した提案書を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、あらかじめ新城市の承諾を得ること。

(7) 委託料の支払い

委託料の支払いは、「 1 事業概要」に示した、年度ごとの成果目標及び要求水準に応じた資料・電子データ等の納品に対して検査を行い、検査の結果合格と認められた場合、請求に基づいて支払うものとする。